

# 日本学生支援機構奨学金 新制度のお知らせ

## 給付型奨学金制度（平成29年度進学者より一部先行実施）

### 対象者

平成30年度以降に、大学・短期大学・高等専門学校（第4学年）・専修学校専門課程に進学（進級）する高校3年生等

### 申込方法

在学する高等学校等を通じて申し込みます。申込みには、**高等学校等からの推薦が必要**です。

### 推薦基準

次の基準を満たす必要があります。各高等学校等が推薦できる人数には限りがあります。

### 家計

家計支持者が**住民税（所得割）非課税**であること（生活保護受給世帯、児童養護施設等に入所している人も対象となります）

### 学力・資質

機構から提示するガイドラインに基づき、各高等学校等において基準を定めます。

### 給付月額※1

進学先の学校の設置者（国立、公立、私立）及び通学形態（自宅、自宅外）により異なります。

進学先	国立（※2）		公立		私立	
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
大学・短期大学 高等専門学校（4年生） 専修学校（専門課程）	2万円	3万円	2万円	3万円	3万円	4万円

※1 児童養護施設等に入所している人は、社会的養護を必要とする人として、一時金24万円を受給できます。

※2 国立の大学等に進学して、授業料の全額免除を受ける場合には、給付金額が減額されます。  
（自宅外通学：3万円→2万円、自宅通学：2万円→0円）

⇒申込方法等の詳細は、「平成30年度進学予定者用 給付奨学金案内」をご確認ください。

## 第一種（無利子）奨学金制度の改正（平成29年度以降進学者より実施）

### ① 低所得者世帯に係る学力基準の撤廃

低所得世帯の生徒を対象に、従来の成績基準（評定平均値3.5以上）を実質的に撤廃し、必要とする全ての生徒が第一種（無利子）奨学金を利用可能となります。

#### 要件

家計支持者が**住民税（所得割）非課税**であること（生活保護受給世帯も対象となります）

### ② 第一種（無利子）奨学金の貸与人数の拡大

これまで、予算の関係により、基準を満たしていても第一種奨学生に採用されない場合がありましたが、貸与人数を増やすことにより、基準を満たす希望者全員が貸与を受けることができるようになります。

### ③ 機関保証料の引き下げ

機関保証制度を利用した場合、奨学金振込み時に保証料が差し引かれますが、その保証料率が引き下げられます。（例 月額5.4万円借りた場合、差し引かれる保証料月額が2,269円から1,928円に引き下げとなります。）

⇒申込方法等の詳細は、「平成30年度入学者用 奨学金案内（国内大学等予約用）」をご確認ください。

# 第一種（無利子）奨学金制度の改正（続き）

## ④ 貸与月額の新設（平成30年度進学者より）

奨学金を希望する人が、それぞれの状況に応じ必要な金額を借りられるよう、選択できる貸与月額を増やします（網掛け部分）。また、家計支持者の年収が一定額以上の方（目安：本人、父、母及び中学生の4人世帯で年収686万円を超える場合）は、各区分の最も高い貸与月額以外の額からの選択となります（太枠部分）。

進学先	国公立		私立	
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
大学	45,000円	51,000円	54,000円	64,000円
		40,000円	40,000円	50,000円
	30,000円	30,000円	30,000円	40,000円
		30,000円	30,000円	30,000円
		20,000円	20,000円	20,000円
短期大学 高等専門学校（4・5年生） 専修学校（専門課程）	45,000円	51,000円	53,000円	60,000円
	30,000円	40,000円	40,000円	50,000円
		30,000円	30,000円	40,000円
	20,000円	30,000円	30,000円	30,000円
		20,000円	20,000円	20,000円

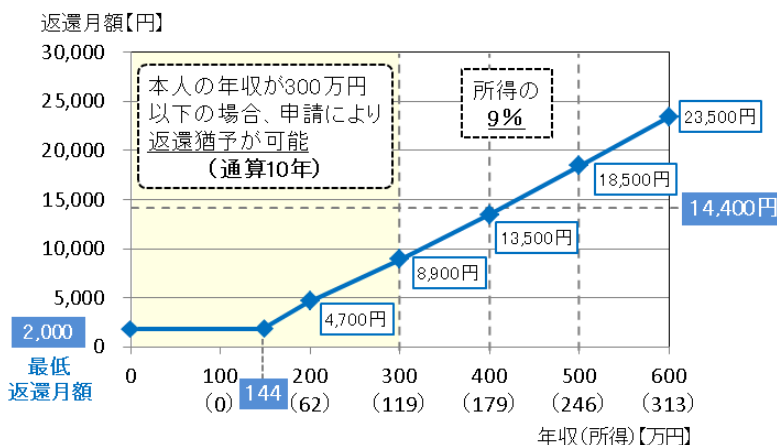
## ⑤ 新たな返還方式の新設（所得連動返還方式）

卒業後の返還について、返還月額が卒業後の所得に連動する「所得連動返還方式」を選択することができます。所得が低い時期でも、所得に応じて無理なく返還することが可能です。

※ 第二種（有利子）奨学金の返還は、「定額返還方式」（毎月の返還額が一定）のみとなります。

• 所得連動返還方式を選択するには、**機関保証制度の加入が必須**です。

• 月額5.4万円（私立・自宅生）を借りた場合  
（右図参照）  
定額返還方式・・・返還月額14,400円  
所得連動返還方式・・・最低2,000円からの返還  
（年収144万円以下の場合）



⇒申込方法等の詳細は、「平成30年度入学者用 奨学金案内（国内大学等予約用）」をご確認ください。

## 減額返還制度の拡充（検討中）

これまでの減額返還制度は、返還が困難な方の返還月額を1/2に減額する制度でしたが、平成29年度より、さらに1/3の減額幅を追加することを検討しています。

### 対象者

平成29年度以降の採用者で、「所得連動返還方式」を選択していない人 及び 平成28年度以前の採用者（既返還中の人を含みます。）

# 日本学生支援機構給付奨学生の推薦基準

岐阜県立山県高等学校

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の募集する給付奨学生採用候補者については、本推薦基準に基づき、機構から示された本校の推薦枠の範囲内で基準該当者を選考し、機構に推薦するものとする。

## （1）人物について（以下の全てに該当すること）

- ① 進学が目的が明確で、希望する進学先及び将来への展望がある
- ② 校則を遵守し、生徒にふさわしい学校生活を送っている
- ③ 学校行事等において他の生徒と協力するなど、十分な協調性を備えている

## （2）健康について（以下のいずれかに該当すること）

- ① 定期又は臨時の健康診断等により、概ね健康であると認められる
- ② 心身に障害や疾病がある場合であっても修学に耐えられると見込まれる

## （3）学力及び資質について（以下の①、②のいずれかに該当すること【社会的養護を必要とする生徒等は③に該当すること】）

- ① 以下のいずれかに該当する
  - ア：1, 2年の評定平均値が4.3以上である
  - イ：上記に準じる学習成績を収め、直近の学習成績に著しい努力が認められる
- ② ア～ウのいずれかに該当するか又は類似の活動が認められ、かつ、(i)か(ii)のいずれかに該当する
  - ア：課外活動（部活動含む）に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる
  - イ：生徒会の役員等を経験し、具体的な成果・成長が認められる
  - ウ：ボランティア、地域活動等に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる
    - (i)：1, 2年の評定平均値が概ね3.5以上である
    - (ii)：上記に準じる学習成績を収め、直近の学習成績に努力が認められる
- ③ 以下のいずれかに該当する
  - ア：評定平均値3.5以上の教科又は科目が1つ以上ある
  - イ：進学先での学修に対する意欲が認められる

## （4）家計について

生計を維持する者が、以下の①、②のいずれかに該当し（社会的養護を必要とする生徒等の場合は、③に該当すること）、生活環境などを勘案して、親権者からの支援が見込めない等、その者の進学が非常に困難な状況にあると認められること。

- ① 市区町村民税所得割を課されていないこと（奨学金申込年度の課税証明書に記載の所得割額が0円であること）
- ② 生活保護を受給していること（奨学金申込日現在において保護費を受給していること）
- ③ 以下（注）の施設等に入所していること（生徒等が18歳時点で入所等していた（又はしていることが見込まれる）こと）

（注）社会的養護を必要とする生徒等とは、申込時に以下の施設等に入所等している（生徒等が18歳時点で入所等していた（又はしていることが見込まれる））生徒等をいう。

1. 児童養護施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第41条に規定する施設）
2. 児童心理治療施設（同法第43条の2に規定する施設）
3. 児童自立支援施設（同法第44条に規定する施設）
4. 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を営む者（同法第6条の3第1項に規定する事業を行う者）
5. 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を営む者（同法第6条の3第8項に規定する事業を行う者）
6. 里親（同法第6条の4に規定する者）